

「公務員共済年金のお知らせ」 —— について ——

「公務員共済年金のお知らせ」の目的

「公務員共済年金のお知らせ」は、今年度59歳に到達する方を対象に、公務員共済の年金加入状況等について確認していただき、年金制度への理解を深め、近い将来の年金請求手続を意識していただくために、お知らせするものです。

被用者年金制度の一元化について

平成24年8月に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成27年10月から厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、被用者年金は、厚生年金制度に統一されることとなります。

これにより、これまで共済年金に加入していた地方公務員も民間被用者等と同様に厚生年金の被保険者となると共に、平成27年9月までの共済組合の組合員であった期間についても厚生年金の被保険者期間とみなされることとなります。

また、平成27年10月以後に受給権が発生する年金は退職共済年金ではなく、「老齢厚生年金」となりますが、共済組合に加入していた期間に基づく年金については、引き続き共済組合が決定、支給を行うこととなっています。

なお、このお知らせについては被用者年金一元化前における見込みであることから、「退職共済年金」として記載しています。

請求書の事前送付について

あなたが年金の支給開始年齢に到達した際には、老齢厚生年金の請求書が事前に送付されます。老齢厚生年金の請求書は、最後に加入していた期間によって共済組合、日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団のいずれかの機関から、支給開始年齢となる日の属する月の3か月前までに、年金請求書等の請求関係書類を事前に送付することとしています。

老齢厚生年金の支給開始年齢等について

老齢厚生年金は、本来65歳から支給(イ 参照)されることとなっていますが、一定の支給要件(ア 参照)を満たしていれば生年月日に応じた年齢で年金を受け取ることができます。

ただし、厚生年金の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間を含む。)が1年未満の方の支給開始年齢は65歳です。

また、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者(70歳以上の厚生年金適用事務所に勤める方を含みます。)又は国会議員もしくは地方議会議員である間、年金額(複数の老齢厚生年金を有する場合は合算額)と標準報酬月額に応じて年金の一部又は全部が支給停止となります。

【支給要件について】

ア 特別支給の老齢厚生年金について

特別支給の老齢厚生年金は、支給開始年齢から65歳になるまでの間支給されます。支給開始年齢は一般組合員(※1)と特定消防組合員(※2)とで異なり、昭和31年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた者で、一般組合員は62歳、特定消防組合員は60歳が支給開始年齢となります。

※1ここでいう一般組合員とは、特定消防組合員(※2)以外の方をいいます。

※2ここでいう特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で組合員期間等が25年以上(生年月日により特例措置あり)あり、かつ、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

◆ 支給要件

- ① 組合員期間が1年以上あること(民間会社等の厚生年金加入期間も合算されます。)
- ② 60歳以上であること(支給開始年齢は生年月日、一般組合員及び特定消防と異なる)
- ③ 組合員期間等(組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間)が25年以上あること

※3「組合員期間等」とは、次に掲げる期間を合算した期間です。

- ① 地方公務員共済組合の組合員期間
- ② 国家公務員共済組合の組合員期間
- ③ 私立学校教職員共済制度の加入者期間
- ④ 厚生年金保険の被保険者期間
- ⑤ 昭和61年4月1日以後の①～④の被扶養配偶者であった期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- ⑥ 自営業者などの国民年金の被保険者期間のうち保険料を納付した期間
- ⑦ 国民年金法に規定する保険料免除期間
- ⑧ 国民年金法に規定する合算対象期間(国民年金に任意加入できる方が任意加入しなかった期間)
例)地方公務員共済組合の組合員などの被扶養配偶者であった期間で、昭和61年3月31日以前の国民年金に任意加入していなかった期間など

※4 生年月日による受給資格期間の特例

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」(年金機能強化法)により、税制抜本改革における次の消費税引上げの施行時期にあわせ、受給資格期間の条件が、25年以上から10年以上に変更となる予定となっています。

イ 本来支給の老齢厚生年金

本例支給の老齢厚生年金は、65歳から支給される年金です。

◆ 支給要件

- ① 組合員期間が1ヶ月以上あること
- ② 65歳以上であること
- ③ 組合員期間等(組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間)が25年以上あること

老齢基礎年金

【65歳からの年金で、日本年金機構から支給されます】

65歳になると原則として日本年金機構から老齢基礎年金が支給されますが、別途日本年金機構への請求が必要となります。

なお、老齢基礎年金の額は、20歳から60歳までの40年間(480月)保険料が納付された場合で年額780,100円(平成27年4月時点の額)となっています。

○今後、年金制度の改正により、内容が変更となる場合があります。

【特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢(以下「特別支給開始年齢」という。)について】

65歳未満の方に支給される「特別支給の老齢厚生年金」(下の図の黄色部分)は昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれの一般組合員(P2※1参照)については、62歳から支給されます。(図1)

ただし、昭和34年4月1日以前生まれの特定消防組合員(P2※2参照)については60歳から支給されます。(図2)

【支給開始年齢】

図1 一般組合員
(昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ)

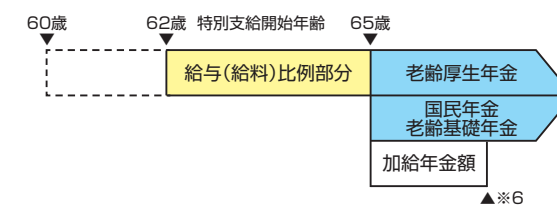
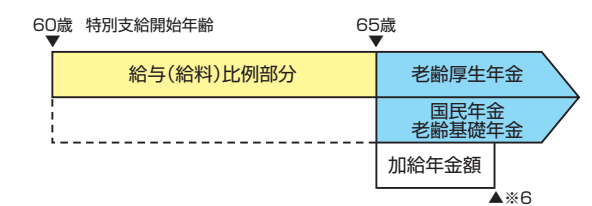


図2 特定消防組合員
(昭和30年4月2日～昭和34年4月1日生まれ)



【繰上げ支給について】

昭和30年4月2日から昭和32年4月1日生まれの一般組合員(P2※1参照)については、60歳から特別支給開始年齢(62歳)になる前に繰り上げて減額した老齢厚生年金を受給する制度があります。この制度による老齢厚生年金の繰上げ請求を行った場合の年金額は、繰上げの請求をしない場合の年金額に比べ、繰上げ請求した月から特別支給開始年齢到達月の前月までの月数に0.5%乗じた額が減額されます。(例:1年繰上げした場合6%)

なお、一度決められた減額率は生涯変わらず、一度請求すると取消しはできません。

また、事後重症による障害基礎(厚生)年金が受けられないなどの制約がありますので注意が必要です。

老齢厚生年金の繰上げ支給を希望される方は、<公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル>の共済組合へご連絡ください。

注:この繰上げ支給の請求は、老齢基礎年金(国民年金)の繰上げ請求を行うことができる方にとっては、この請求と同時に行う必要があります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。

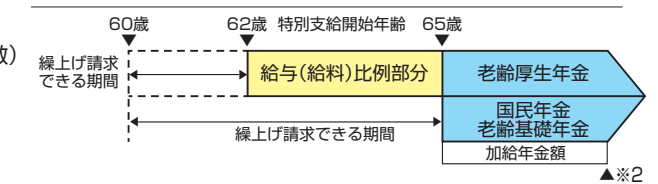
①繰上げ支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金(給与比例部分)×
(1-0.5%×繰上げ請求月から特別支給開始年齢到達月の前月までの月数)

②繰上げ支給の老齢基礎年金

老齢基礎年金×
(1-0.5%×繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

一般組合員(昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ)



【加給年金額について】

被保険者期間が20年以上ある方で、65歳到達時に、その方により生計を維持されている方(※5)で次のいずれかに該当する方がいるときは、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されます。

- a. 65歳未満の配偶者(※6)
- b. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- c. 20歳未満で障害等級1級もしくは2級に該当する子

また、特別支給開始年齢以降で被保険者でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、老齢厚生年金に定額部分や加給年金額を加算した額となります。

なお、加給年金額は、配偶者に対する加算の場合、年額390,100円(平成27年4月時点の額)です。

※5 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしていた方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655.5万円)未満と認められている方等です。

※6 配偶者自身の年金受給が始まると、加給年金額の支給が停止となる場合があります。また、配偶者が65歳に到達すると、加給年金額は失権します。

《年金加入記録》の見方

？ お問合せについて

内容に不明な点や確認したいことがありましたら、〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

受付時間9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

※組合員であった方がすでにお亡くなりになっている場合は、お手数ですが〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

確認1 次の項目についてご確認ください

○住所・氏名・生年月日について

共済組合で管理している「住所」「氏名」「生年月日」を表示しています。

「住所」「氏名」等の変更がありましたら、お手数ですが〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

○基礎年金番号について

共済組合で登録している「基礎年金番号」を表示しています。基礎年金番号が誤っている場合または「0000-000000」と表示されている場合は、お手数ですが〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合までご連絡ください。

基礎年金番号は、社会保険庁(現日本年金機構)発行の「基礎年金番号通知書」、または、「年金手帳」に記載されていますので、ご確認ください。

○給料記録番号について

共済組合で管理している番号です。ご確認の必要はありません。

確認2 年金加入記録をご確認ください

この「公務員共済年金のお知らせ」は、あなたの公務員共済のみの年金加入記録をお知らせするものですので、内容をご確認ください。

国民年金、厚生年金等に加入されていた期間は、このお知らせには記載されていません。

〒111-0084
〇〇県△△市□□3-4-3
見本
86xx-1234567890

公務員共済年金のお知らせ

平成27年3月31日現在の公務員共済の年金加入記録等を次のとおりお知らせしますので、ご確認ください。

このお知らせは、**公務員共済のみの年金加入記録等**をお知らせするものです。

国民年金、厚生年金等に加入されていた期間は、このお知らせには記載されておりません。

〒123-4567
〇〇県△△市□□町
××番地
〇〇県市町村職員共済組合
TEL 123-4567-XXXX

【受付時間】
9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
電話が混み合っつながらりにくい場合がありますら、大変申し訳ありませんが少し時間をおいてからおかけなおしてください。

<生年月日> 昭和31年 9月 3日
<基礎年金番号> 12XX-345XXX
<給料記録番号> 86XX-1234567890

【年金加入記録】

番号	①加入制度	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数
表示例1 在職中の方と平成27年3月31日に退職された方				
1	公務員共済組合	昭和63年4月1日	在職中	312 月
表示例2 平成27年3月30日以前に退職された方				
1	公務員共済組合	昭和63年4月1日	平成23年4月1日	276 月
表示例3 船員・JR・JTで勤務された期間がある方				
1	公務員共済組合(船員)	昭和50年4月1日	昭和51年4月1日	12 月
2	公務員共済組合(JR)	昭和52年4月1日	昭和53年4月1日	12 月
3	公務員共済組合(JT)	昭和53年4月1日	昭和54年4月1日	12 月
表示例4 一時金全額受給期間(*)がある方				
1	公務員共済組合(*)	昭和50年4月1日	昭和52年4月1日	24 月
2	公務員共済組合	昭和63年4月1日	平成16年4月1日	192 月
⑤加入月数合計(④の合計月数)		⑥船員割増 月数		⑦合計(⑤+⑥)
表示例1の場合 312 月		0 月		表示例1の場合 312 月
⑧備考 「①加入制度」欄に「*」がある期間については、一時金全額受給期間です。公務員共済の年金加入月数が240月以上になった場合に年金算定基礎期間となります。 } 該当者のみ印字されます。 次ページの記録へ続きます。				

※このお知らせの見方については、同封のパンフレットをご覧ください。

①加入制度について

地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の年金加入記録は、すべての期間を「公務員共済組合」として表示しています。

表示例1 平成27年3月31日現在、在職中の組合員の方(平成27年3月31日に退職された方を含みます。)は③欄に「在職中」と表示し、④欄に平成27年3月31日までの加入月数を表示しています。

表示例2 平成27年3月30日以前に退職された方は、③欄に公務員を退職した日の翌日が表示され、④欄に資格喪失年月日の前月までの加入月数を表示しています。

表示例3 船員・JR(日本鉄道共済)・JT(日本たばこ産業共済)期間については「公務員共済組合」の後に()書きで期間の種類を表示しています。

表示例4 「退職一時金」とは、昭和54年12月31日以前に公務員を退職された方について、組合員期間が20年未満であり、その時に年金受給権が発生しなかった場合に、その年金加入期間を清算する方法として共済組合から支給されていたものです。受給する際に次の①、②のどちらかを本人が選択できた制度です。

- ①退職一時金を全額受け取って年金加入期間を清算する。
- ②退職一時金を全額受け取らず、将来年金を受給するための原資を残す。

しかし、昭和60年の法改正により、①に該当する方のうち、その後公務員として再就職し、①の期間を含め公務員期間が20年に達した方、または②に該当する方は、退職共済年金または障害共済年金の受給権が発生したときに退職一時金受給期間を含めて年金が決定されることになりました。

そのため、年金を受給する際、過去に受給した退職一時金に、法令により定められた利子を加えた額を返還していただくこととなります。

なお、平成27年3月31日現在、退職一時金を全額受領したものの、組合員期間が20年(240月)未満の方は、「公務員共済年金」の後ろに(*)が表示しています。

※ 同月内に資格取得と資格喪失がある方は、④欄に「0月」と表示されることがあります。

⑥平成3年3月31日以前に船員組合員であった期間について割増された月数を表示しています。

船員組合員の期間については、次のとおり割増計算がされます。

- ・昭和61年3月31日までの期間
…実際の組合員期間の4/3倍
- ・昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの期間
…実際の組合員期間の6/5倍

〈例〉昭和61年3月31日前に1年間(12カ月)船員期間がある場合
割増計算による船員組合員期間は12カ月×4/3=16月となり、船員割増月数は4月となります。

- 4 -

- 5 -

《給料と期末手当等の記録》の見方

A-1 給料、期末手当等について

給料とは、給料表に掲げる給料であり、期末手当等とは、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とされています。

※ 平成17年3月までは寒冷地手当も含まれます。

A-2 給料及び期末手当等の 限度額について

掛金の標準となる給料には、最高限度額及び最低限度額が、期末手当等には最高限度額が設けられています。

区分	給料		期末手当等 すべての職員の 最高限度額
	一般職の職員の 最高限度額 (最低限度額)	特別職の職員の 最高限度額 (最低限度額)	
S56.4.1～ S57.3.31	420,000		—
S57.4.1～ S59.3.31	440,000		—
S59.4.1～ S60.3.31	450,000		—
S60.4.1～ S61.3.31	460,000		—
S61.4.1～ H1.12.31	376,000 (55,000)	470,000 (68,000)	—
H2.1.1～ H6.11.30	424,000 (64,000)	530,000 (80,000)	—
H6.12.1～ H12.9.30	472,000 (74,000)	590,000 (92,000)	—
平成12年 10月1日以降～	496,000 (79,000)	620,000 (98,000)	1,500,000 ※平成15年 4月1日以降～

最高限度額または最低限度額である場合は給料の額欄に「*」を表示しています。

A

【給料(昭和56年4月～平成27年3月)と期末手当等(平成15年4月～平成27年3月)の記録】 (単位:円)

支給時期	給料	期末手当等	支給時期	給料	期末手当等
S56.4～S57.3	150,000		H17.12		840,000
S57.4～S58.3	160,000		H18.4～H19.3	390,000	
S58.4～S59.3	170,000		H18.6		860,000
S59.4～S60.3	180,000		H18.12		860,000
S60.4～S61.3	190,000		H19.4～H20.3	390,000	
S61.4～S62.3	200,000		H19.6		860,000
S62.4～H63.3	210,000		H19.12		860,000
S63.4～H1.3	220,000		H20.4～H21.3	390,000	
H1.4～H2.3	230,000		H20.6		880,000
H2.4～H3.3	240,000		H20.12		880,000
H3.4～H4.3	250,000		H21.4～H22.3	400,000	
H4.4～H5.3	260,000		H21.6		880,000
H5.4～H6.3	270,000		H21.12		880,000
H6.4～H7.3	280,000		H22.4～H23.3	400,000	
H7.4～H8.3	290,000		H22.6		880,000
H8.4～H9.3	300,000		H22.12		880,000
H9.4～H10.3	310,000		H24.3	400,000	
H10.4～H11.3	320,000		H23.6		880,000
H11.4～H12.3	330,000		H23.12		880,000
H12.4～H13.3	340,000		H24.4～H25.3	380,000	
H13.4～H14.3	350,000		H24.6		860,000
H14.4～H15.3	360,000		H24.12		860,000
H15.4～H16.3	370,000		H25.4～H26.3	*496,000	
H15.6		820,000	H25.6		880,000
H15.10		120,000	H25.12		880,000
H15.12		820,000			
H16.4～H17.3	380,000				
H16.6		840,000			
H16.10		120,000			
H16.12		840,000			
H17.4～H18.3	390,000				
H17.6		840,000			

見本

備考欄

*は、最高限度額又は最低限度額です。
次ページの記録へ続きます。
昭和61年3月以前におやめになった方については表示しておりません。
離婚特例対象期間 昭和56年4月～平成20年3月

} 該当者のみ印字されます。

01/03

A-3 国家公務員共済組合の 加入期間がある方へ

国家公務員共済組合の場合、昭和61年4月から標準報酬制がとられており、標準報酬の月額と標準期末手当等の額が掛金の標準の額となっています。

この場合、報酬とは、給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたものとされています。したがって、報酬には扶養手当等の諸手当が含まれています。

また、標準期末手当等とは、期末手当、勤勉手当、期末特別手当等とされています。

昭和61年4月以後の国家公務員共済組合の加入期間については、給料の額欄に標準報酬の月額を、期末手当等の額欄に標準期末手当等の額を記載しています。

A-4 昭和56年より前の給料及 び平成15年3月以前の期 末手当等について

昭和61年4月以降に公務員を退職された方の共済年金の年金額は、昭和56年4月以降の給料と、平成15年4月以降の期末手当等を基に算定されることから、給料と期末手当等もその期間の記録が記載されています。

なお、昭和61年3月前に公務員を退職された期間については、年金額を給料年額で計算する関係から、その期間の給料は記載されていません。

A-5 昭和60年4月から7月まで の給料について

昭和60年4月から7月までの給料について、昭和60年度において地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けなかった期間(給料調整期間)の場合には、発令された給料額ではなく、適用を受けたと仮定した場合の給料額が記載されています。

A-6 離婚特例対象期間について

平成19年4月1日以降に離婚し、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての共済年金を分割(当事者双方の婚姻期間中の合計額の2分の1を上限)することができます。この分割制度の対象となる期間のことを離婚特例対象期間と言います。

《平均給与(給料)月額》《将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額》の見方

あなたの年金加入記録に基づいて、簡易な方法により計算した見込額ですので、実際の年金額とは異なります。

退職共済年金の額について

退職共済年金の額は、厚生年金相当部分と職域年金相当部分を合算した金額として算定されます。

このうち、厚生年金相当部分と職域年金相当部分は、公務員共済の加入期間の平均給料月額(平成15年4月以後の期間は平均給与月額)、公務員共済の加入期間の月数及び法律で定められた給付乗率に応じて決定されることになります。

また、公務員共済の組合員期間が20年以上の方が65歳到達時にその方によって生計を維持している65歳未満の配偶者等がいる場合は、加給年金額が加算されることがありますが、その時点の生計維持の確認はできないことから、このお知らせでは加給年金額は表示していません。

※加給年金についてはP3参照

B

【平均給与(給料)月額】			
平成15年3月までの平均給料月額①	300,000 円	平成15年3月までの加入月数③	312 月
平成15年4月からの平均給料月額②	560,000 円	平成15年4月からの加入月数④	120 月

C

Cの解説は次ページをご参照ください。

【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】				支給開始年齢 62 歳	
年金の見込額の計算					
(1) 平成15年3月31日以前の組合員期間分					
厚生年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額①	給付乗率⑤ (/1000)	平成15年3月までの加入月数⑦	平成15年3月までの期間に係る年金額	A
	300,000 円	7.125	312 月	666,900 円	
職域年金相当部分	300,000 円	1.425	312 月	133,380 円	B
(2) 平成15年4月1日以後の組合員期間分					
厚生年金相当部分	平成15年4月からの平均給料月額②	給付乗率⑥	平成15年4月からの加入月数⑧	平成15年4月からの期間に係る年金額	C
	560,000 円		120 月	368,323 円	
職域年金相当部分	560,000 円		120 月	73,651 円	D
これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額 (A+B+C+D)				⇒ 1,242,254 円	
備考欄					

見本

D

【将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額】				支給開始年齢 65 歳	
2 これまでの公務員共済の加入実績に応じた老齢基礎年金の見込額の計算					
	平成27年3月までの加入月数				
780,100 円	432 月	／	480 月	=	702,090 円

B-2 平成15年3月までの加入月数(③欄)について

公務員共済の組合員資格の取得時から平成15年3月までの間の加入月数を表示しています。

B-3 平成15年4月からの加入月数(④欄)について

平成15年4月から平成27年3月までの間の公務員共済の加入月数を表示しています。

B-1 平成15年3月までの平均給料月額(①欄) 平成15年4月からの平均給与月額(②欄)について

平成15年3月までの平均給料月額は、まず平成15年3月までの各月の掛金の標準となった給料の額に再評価率(過去の給料を現在の給与水準に置き換えるための率)を乗じた額に、諸手当の割合である手当率を乗じ、それにより得た額を合算し、さらに平成15年3月までの加入月数で除して得た額です。

また、平成15年4月からの平均給与月額は、平成15年4月以降の各月の掛金の標準となった給料の額に、再評価率と手当率を乗じた額及び掛金の標準となった期末手当等の額に、再評価率を乗じて得た現在の給与水準に置き換えた額の合算額を平成15年4月からの加入月数で除して得た額です。

期間の種別	手当率
一般職の職員であった期間	1.25
特別職等の職員であった期間	1

《手当率について》

手当率は、厚生年金保険や他の共済年金制度における平均標準報酬月額との均衡を考慮して、一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合とすることとされており、上表のとおり一般職又は特別職等の種別ごとに異なります。

D-1 将来受給することとなる公務員共済期間に係る老齢基礎年金の見込額について

老齢基礎年金の額は、原則として20歳から60歳までの組合員期間等の加入月数に応じて決定されます。**この見込額は公務員共済期間の加入月数のみに応じた金額です。**ご自身で加入されていた国民年金、厚生年金期間等の月数は反映されていませんのでご了承ください。

また、年金額は現在百円単位で決定されていますが、ここでは1円単位(1円未満四捨五入)の表示になっています。

D-2 「780,100円」について

780,100円(年額)は、国民年金(公務員共済や厚生年金の加入期間は国民年金の加入期間になります。)に20歳から60歳まで480月加入した場合の満額の老齢基礎年金額です(平成27年4月時点の額)。

なお、この780,100円(年額)は、今後の賃金や物価の変動に応じて改定される可能性があります。

《将来受給することとなる退職共済年金の見込額》の見方

あなたの年金加入記録に基づいて、簡易な方法により計算した見込額ですので、実際の年金額とは異なります。

B 【平均】 Bの解説は前ページをご参照ください。

平成15年3月までの平均給料月額①	300,000 円	平成15年3月までの加入月数⑦	312 月
平成15年4月からの平均給料月額②	560,000 円	平成15年4月からの加入月数⑧	120 月

支給開始年齢についてはP3をご覧ください。

C 【将来受給することとなる退職共済年金の見込額】 …… 【支給開始年齢 62 歳】

1 これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額の計算

(1) 平成15年3月31日以前の組合員期間分

厚生年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額①	×	給付乗率⑤ (/1000)	×	平成15年3月までの加入月数⑦	=	平成15年3月までの期間に係る年金額	A
	300,000 円		7.125		312 月		666,900 円	
職域年金相当部分	300,000 円	×	1.425	×	312 月	=	133,380 円	B

(2) 平成15年4月1日以後の組合員期間分

厚生年金相当部分	平成15年4月からの平均給料月額②	×	給付乗率⑥	×	平成15年4月からの加入月数⑧	=	平成15年4月からの期間に係る年金額	C
	560,000 円				120 月		368,323 円	
職域年金相当部分	560,000 円	×		×	120 月	=	73,651 円	D

これまでの加入実績に応じた退職共済年金の見込額 (A+B+C+D) ⇒ 1,242,254 円

備考欄

D 【将来】 Dの解説は前ページをご参照ください。

2 老齢基礎年金の見込額 …… 【支給開始年齢 65 歳】

老齢基礎年金の見込額の計算

加入月数	780,100 円	×	432 月	÷	480 月	=	702,090 円
------	-----------	---	-------	---	-------	---	-----------

C-1 将来受給することとなる退職共済年金の見込額について

年金の見込額は、あくまで現時点での将来見込額を試算したものであり、将来の年金額を保証するものではありません。また、この年金の見込額には定額部分及び加給年金額の加算はされておられません。したがって、**実際の年金額はこの結果と異なります**のでご注意ください。

これまでの加入実績に応じた見込額は平成27年3月までの加入期間に応じた退職共済年金の見込額を表示しています。

年金額は現在百円単位で決定されていますが、ここでは1円単位(1円未満四捨五入)での表示になっています。

退職時に特定消防組合員(P2※2参照)である場合や、組合員期間が44年以上ある場合には、生年月日等によっては、支給開始年齢の特例などが適用されることがありますが、このお知らせでは特例は適用がないものとして見込額を表示しています。

一定程度以上の障害の状態にある方は、退職共済年金の算定の特例を受けることがあります。また、障害の原因となった病気またはケガにより初めて医師の診療を受けた日が組合員期間中にある場合は、障害共済年金の受給権が発生することがありますので、該当と思われる方は、＜公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル＞の共済組合までお申し出ください。

C-2 給付乗率(⑤、⑥欄)について

給付乗率は、平成15年3月以前と平成15年4月以後と公務員共済の組合員期間が20年以上か20年未満かで異なります。

区分	厚生年金相当部分の乗率	職域年金相当部分の乗率	
		組合員期間20年以上	組合員期間20年未満
平成15年3月以前の組合員期間	7.125/1,000	1.425/1,000	0.713/1,000
平成15年4月以後の組合員期間	5.481/1,000	1.096/1,000	0.548/1,000

C-3 平成15年3月まで(4月から)の加入月数(⑦、⑧欄)について

⑦欄と③欄(P9 B-2参照)、⑧欄と④欄(P9 B-3参照)は一般的には同月数となりますが、船員の割増月数に該当する方やJR・JTの期間がある方は一致しない場合があります。

C-4 職域年金相当部分について

共済年金の職域年金相当部分については、平成27年9月で廃止されることとなりますが、平成27年9月まで引き続いて1年以上の共済組合の組合員期間を有する方は経過措置により、平成27年10月以降は、経過的職域加算額として支給されます。

「公務員共済年金のお知らせ」Q&A

Q1 「公務員共済年金のお知らせ」を確認しました。どうすればいいのでしょうか。

A1 ご自身の記録と年金加入記録等に疑問等がない場合は、ご連絡の必要はありません。大切に保管しておいてください。

なお、他の公務員期間が含まれていない場合や、ご自身の年金加入状況等について疑問などがありましたら、「公務員共済年金のお知らせ」に記載の〈公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル〉の共済組合へご連絡ください。

Q2 私は厚生年金に加入し、民間企業に勤めた期間が10年あります。年金見込額が少ないと思うのですが、私の将来の受給予定額はこれだけなののでしょうか？

A2 今回お示した年金見込額は、退職共済年金のみ(公務員期間分)の見込額を記載しています。民間企業にお勤めされた期間分(このケースでは10年分)の老齢厚生年金は日本年金機構から支給されることとなります。

Q3 記載されている年金見込額は月額、年額のどちらでしょうか？

A3 「公務員共済年金のお知らせ」に記載される年金見込額は、退職共済年金、老齢基礎年金ともに年額(1年間に支給される額)となっております。

また、公務員共済年金は他の公的年金制度と同様に、年6回、偶数月毎に年金決定額の6分の1が支給されます。

Q4 昭和61年3月以前に公務員として勤めていましたが、その期間の給料記録が記載されていません。どうしてでしょうか？

A4 昭和61年3月以前に公務員を退職された方の年金については、給料の年額を基に算出されるため、当該期間の給料は記載していません。

また、昭和61年3月以前に公務員を退職後、昭和61年4月以降に再び公務員に就職された方についても、昭和61年3月以前の期間は給料の年額を基に年金額が算出されるため、当該期間の給料は記載していません(P7A-4参照)。

いずれの場合でも、昭和61年3月以前の給料記録は共済組合で管理しており、「公務員共済年金のお知らせ」に記載されている年金見込額については、記載されていない給料記録を含めて算出していますのでご安心ください。

老齢厚生年金を実際に受給することとなった時は、次の年金額の調整等にご注意ください。

(1) 雇用保険給付との調整

65歳未満の受給者の方が、民間企業等を退職されて、雇用保険法の失業給付(基本手当等)を受給すると、その受給額にかかわらず特別支給の老齢厚生年金については、失業給付の受給期間中は支給停止となります。

(2) 民間企業等に再就職した場合の年金の一部又は全部支給停止

民間企業等に再就職され、厚生年金保険等の被保険者である場合には、年金額と給料・賞与の額に応じて、年金額の一部又は全部が支給停止となることがあります。

市町村連合会ホームページでは、年金に関する情報を掲載しておりますので、併せて利用ください。

アドレス

<http://www.shichousonren.or.jp/> (市町村連合会のトップページ)